令和８年（フ）第３１９号
静岡市駿河区みずほ４丁目６番地の29
債務者　大石　久代
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４０５号
静岡市清水区草薙一里山２番８号　メゾン一里塚Ｂ201
債務者　山本　　舞
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０５号
宮崎県都城市太郎坊町6094番地３
債務者　岩下千鶴子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１０７号
宮崎県都城市鷹尾四丁目５街区15号　サニーコーポ202、前住所宮崎県都城市蓑原町3021番地２　タウンズガロア202
債務者　山口　美穂
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１０７号
北海道苫小牧市青葉町１丁目４番５―401号
債務者　千葉麻理子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１１２号
青森県八戸市下長三丁目18番４号　コーポラスセゾン　201号室
債務者　蛯名　　誠
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第９４号
宮城県大崎市古川金五輪二丁目４番21号　Ｔメゾン金五輪Ⅱ　102号、従前の住所宮城県本吉郡南三陸町入谷字林際149番地１
債務者　佐藤　和彦
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第４２０号
静岡市葵区千代田４丁目４番218号　ヴェラハイツ千代田
債務者　笠井　克哉
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９２号
三重県桑名市松ノ木四丁目７番地３　松ノ木公団住宅102号棟203号
債務者　豊島　祐三
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
三重県四日市市小杉町1713番地　ドミール笹山１Ｂ、前住所三重県四日市市小杉新町189番地１　シャンポールＡＫ203
債務者　森本　美紀
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第４１２７号
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番１―1009号
債務者　早野　亨子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７２９号
大阪市生野区鶴橋３丁目８番12号　ＡｗｅｓｏｍｅＭＫ鶴橋　203号
債務者　猪口　正隆
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８７３号
大阪府池田市住吉１丁目７番９―１―301号
債務者　桂　　美咲
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０５８号
大阪市浪速区浪速東３丁目10番１―1105号
債務者　上良千栄美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４３７号
大阪市東成区中本１丁目11番19号　ネオ緑橋ハイツ　305号
債務者　濱園　　徹
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４４４号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番２―1009号
債務者　力田　　薫
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４４７号
大阪府豊中市上野西３丁目13番55―206号
債務者　小菅　紀花
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部